○総務省告示第三百号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第四条第一項、第六十二条第一項、第八十一条第一項（第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）及び第七十二条の規定に基づき、映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を次のように定め、平成二十三年六月三十日からＰＥＳパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件（平成二十一年総務省告示第八十九号）のうちＰＥＳパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

総務大臣　片山　善博

1　映像信号のうちＰＥＳパケット又は同期パケットによるものの圧縮手順及び送出手順

一　動き補償予測符号化方式、離散コサイン変換方式及び可変長符号化方式を組み合わせたものによる映像信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第一号に示すとおりとする。

二　前号の規定により符号化された映像信号の構成は、別表第二号に示すとおりとする。

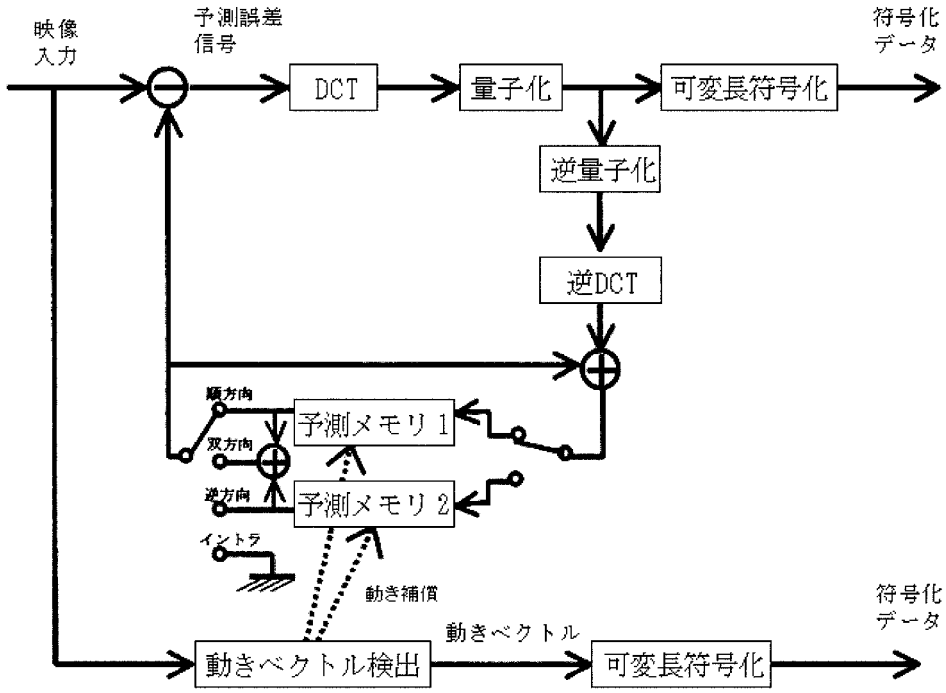
三　画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式及びエントロピー符号化方式を組み合わせたものによる映像信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第三号に示すとおりとする。

2　音声信号のうちＰＥＳパケット又は同期パケットによるものの圧縮手順及び送出手順

一　時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものによる音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第四号に示すとおりとする。

二　帯域分割符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものによる音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第五号に示すとおりとする。

別表第一号　動き補償予測符号化方式、離散コサイン変換方式及び可変長符号化方式を組み合わせたものによる映像信号の圧縮手順及び送出手順



注1　ＤＣＴは、離散コサイン変換処理を示し、映像の水平方向をｘ軸、垂直方向をｙ軸とした場合のＮ×Ｎの画素f(x, y)に対する２次元ＤＣＴ係数F(u, v)は、以下のとおり定義される。

$$F(u,v)=\frac{2C(u)C(v)}{N}\sum_{x=0}^{N-1}\sum_{y=0}^{N-1}f(x,y)\cos\left(\frac{(2x+1)u\pi}{2N}\right)\cos\left(\frac{(2y+1)v\pi}{2N}\right)$$

ただし、

$$C(u),C(v)=\begin{cases}1/\sqrt{2} & \text{for}\quad u,v=0\\ 1 & \text{for}\quad u,v\neq 0\end{cases}$$

2　逆ＤＣＴは、逆離散コサイン変換処理を表し、以下のとおり定義される。

$$f(x,y)=\frac{2}{N}\sum_{u=0}^{N-1}\sum_{v=0}^{N-1}C(u)C(v)F(u,v)\cos\left(\frac{(2x+1)u\pi}{2N}\right)\cos\left(\frac{(2y+1)v\pi}{2N}\right)$$

3　順方向とあるのは、順方向予測符号化（過去の画像情報を用いて動き補償予測を行うものをいう。）を示し、双方向とあるのは、双方向予測符号化（未来及び過去の画像情報を用いて動き補償予測を行うものをいう。）を示し、逆方向とあるのは、逆方向予測符号化（未来の画像情報を用いて動き補償予測を行うものをいう。）を示し、イントラとあるのは、イントラ符号化（動き補償予測を行なわず、現在の画像情報のみを使用するものをいう。）を示すこととする。

4　逆量子化及び可変長符号化は、ＩＴＵ－Ｔ勧告H.262に従うものとする。なお、可変長符号化器の出力のデータの順番は、以下のいずれかによるものとする。

v＼u	0	1	2	3	4	5	6	7
0	0	1	5	6	14	15	27	28
1	2	4	7	13	16	26	29	42
2	3	8	12	17	25	30	41	43
3	9	11	18	24	31	40	44	53
4	10	19	23	32	39	45	52	54
5	20	22	33	38	46	51	55	60
6	21	34	37	47	50	56	59	61
7	35	36	48	49	57	58	62	63

v＼u	0	1	2	3	4	5	6	7
0	0	4	6	20	22	36	38	52
1	1	5	7	21	23	37	39	53
2	2	8	19	24	34	40	50	54
3	3	9	18	25	35	41	51	55
4	10	17	26	30	42	46	56	60
5	11	16	27	31	43	47	57	61
6	12	15	28	32	44	48	58	62
7	13	14	29	33	45	49	59	63

5　動きベクトル検出は、マクロブロック単位に行うものとする。

6　符号化データは、ＩＴＵ－Ｔ勧告H.262の映像ビットストリーム構文に従い生成するものとする。